

売買契約書(案)

売主 沖縄県工業技術センター（以下「甲」という）と買主〇〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、次の条項により、売買契約を締結する。

（売買物件及び売買価格）

第1条 甲は、その所有する「炭酸ガスレーザー加工機」（以下「売買物件」という。）を金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥ 円）をもって乙に売り渡す。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約保証金）

第3条 沖縄県財務規則第101条第2項第5号により免除。

（代金の支払及び延滞金）

第4条 乙は、第1条の売買代金を甲の発行する納入通知書の発行日から14日以内に甲に支払わなければならない。

2 乙は、その責に帰すべき理由により、売買代金を前項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、売買代金について当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき、沖縄県延滞金徴収条例第2条に基づく割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第1条の売買代金（第4条の延滞金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により、売買物件の所有権が乙に移転したときに物件を引き渡すものとする。

2 売買物件の所有権が乙へ移転した後は、乙の責任において、当該物件の管理を行うものとする。

（売買物件の解体撤去及び搬出）

第7条 売買物件の所有権が乙に移転した後、30日以内に、売買物件を搬出するものとする。

2 解体撤去、搬出に要する費用は、すべて乙の負担とする。

- 3 売買物件の解体撤去、搬出時に産業廃棄物等が発生した場合は、産業物関係法令等を遵守し、乙の責任において適正処理を行い、必要な一切の費用は、すべて乙が負担するものとする。
- 4 乙は、売買物件の解体撤去、搬出作業にあたっては、労働安全関係法令等を遵守し、乙の責任において安全管理を行い、作業時の事故については、乙の責任において速やかに処理するものとする。
- 5 売買物件の解体撤去、搬出の工期及び安全管理等について、乙は、事前に甲と協議を行うものとする。
- 6 乙がこの契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約締結のときから売買物件引渡しของときまでにおいて、当該物件が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 本契約に規定された事項について疑義が生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、沖縄県の関係条例及び規則等によるほか、甲乙両者協議して決定する。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、沖縄県庁の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字州崎12番2

沖縄県工業技術センター

所長 平良 直秀

印

乙 ○○県○○市

印